

北海道警察本部告示第242号

令和8年北海道警察本部告示第240号の内容の訂正について次のとおり告示する。

令和8年4月23日

北海道警察本部長 友井昌宏

1 工事名称

岩見沢警察署美唄警察庁舎改修工事

2 訂正する箇所

(1) 入札に付する事項（項目1）

(5)として、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に係る項目を追加する。

(2) 支払条件（項目16の(3)）

部分払の回数の訂正

(3) 入札の公告別記説明

2の(1)のク関係の履行額の訂正

3 訂正する内容

(1) 「1 入札に付する事項」に次の項目を追加する。

(5) 分別解体等の実施の義務づけ

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

(2) 「16 支払条件」の「(3) 部分払」について

ア 訂正前

1回とする。

イ 訂正後

2回とする。

(3) 「入札の公告別記説明 2の(1)のク関係」について

ア 訂正前

「本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事」とは、履行額が4,000万円以上の建築工事（新営、改修又は修繕工事）です。

イ 訂正後

「本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事」とは、履行額が1億円以上の建築工事（新営、改修又は修繕工事）です。